

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第3561043号
(P3561043)

(45) 発行日 平成16年9月2日(2004.9.2)

(24) 登録日 平成16年6月4日(2004.6.4)

(51) Int. Cl.⁷

F I

G09F 3/10
B65D 77/30

G09F 3/10 B
B65D 77/30 C

請求項の数 5 (全 6 頁)

<p>(21) 出願番号 特願平7-167690 (22) 出願日 平成7年7月3日(1995.7.3) (65) 公開番号 特開平8-171348 (43) 公開日 平成8年7月2日(1996.7.2) 審査請求日 平成14年7月3日(2002.7.3) (31) 優先権主張番号 MI94A001394 (32) 優先日 平成6年7月4日(1994.7.4) (33) 優先権主張国 イタリア(IT)</p>	<p>(73) 特許権者 594119818 バリッラ・ジー・エー・アール・エフ・リ ー ソシエタ・ペル・アツィオニ イタリア国、43100 パルマ、ピアル ・リカルド・バリッラ 3/エー (74) 代理人 100058479 弁理士 鈴江 武彦 (72) 発明者 マウリツィオ・ペドリニ イタリア国、43100 パルマ、ピア ・ビクシオ、118 審査官 松川 直樹</p>
--	--

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】再封止可能なパッケージ用ラベル

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

自己粘着性接着剤の層(20)が再封止可能なパッケージ(1)の表面(7)への適用に対して予め定められた接着強度を得るように塗られている適用側面(8)と、縁部(9)とを有している再封止可能なパッケージ(1)に使用するラベル(6)において、側面(8)と自己粘着性接着剤の層(20)との間の接着強度が予め定められた強度より低くなるように適用側面(8)がシリコーン処理されていることを特徴とする再封止可能なパッケージに使用するラベル(6)。

【請求項2】

面(15)と自己粘着性接着剤の層(20)との間の接着強度が接着剤(20)とラベルの適用側面(8)との間で得られる接着強度より低くなるようにシリコーン処理されており、ラベル(6)が貼られている面(15)を有している保持体(12)上で利用可能とされていることを特徴とする請求項1記載のラベル(6)。

【請求項3】

前記保持体がグラシンとして知られているシリコーン処理された紙製の連続的な保持テープ(12)であることを特徴とする請求項2記載のラベル(6)。

【請求項4】

縁部(9)の一部を含む適用側面(8)の領域において適用側面(8)に付けられ、構造上独立している、引き剥がし可能な舌状体(10)を具備することを特徴とする請求項1記載のラベル(6)。

10

20

【請求項 5】

舌状体(10)が縁部(9)から突出していることを特徴とする請求項4記載のラベル(6)。

【発明の詳細な説明】**【0001】****【発明の属する技術分野】**

本発明は、再封止可能なパッケージの表面への応用に対して自己粘着性(self-adhesive)接着剤の層が予め定められた接着強度を得るように延ばされている適用側面を有する再封止可能なパッケージ用のラベル、特に、シリコン処理をした保持体、例えば連続的な保持テープ、上で利用可能にされている種類のラベルに関する。

10

【0002】**【従来技術】**

特定された種類の自己粘着性ラベルは、例えば、その中身は一度には食べられない、トーストしたパンのスライス、ビスケット等のパン類の製品のような食品用の、再封止可能なパッケージに使用されている。従って中身が完全になくなるまで、パッケージは、元通りの物理的なおよび外見、臭いの特徴を保つために空気、臭気等から食品を保護する様に同じラベルによって再封止できなければならない。

それ故、自己粘着性ラベルは、顧客により再封止可能なパッケージが開けられるときにパッケージを封止するための次の再使用ができるように、顧客によって剥がされることが意図されている。

20

【0003】

しかしながら、特定された種類のラベルはかなりの欠点を有する。

表面に延ばされた接着剤の層の接着強度は、主に、表面の粗面度、有孔性等のような物理的特性と、貼付と最初の使用との間の経過時間の長さ、再封止可能なパッケージが貯蔵されていた温度とに依存する。

パン類の製品およびそのような品物用の再封止可能なパッケージを製造するために通常使用されている紙の種類と共に、前述された最後の2つのパラメータの可変性は、自己粘着性の接着剤の層とその接着剤が適用される再封止可能なパッケージの表面との間の接着強度を確実に予想することは不可能であることを意味する。

当然、運搬および販売のための陳列中にパッケージが自然的に開くことを防ぐため、いずれにせよ接着剤の層とパッケージとの間、すなわちラベルとパッケージとの間の良好な接着強度を与えるような自己粘着性接着剤が使用されがちである。

30

しかしながら、この要求を満足させる事は、接着剤の層が高すぎる接着強度でパッケージにしっかりと接着するため、パッケージを開けるためにパッケージから剥がすときに好ましくない数の前記ラベルがラベルが貼られている紙の表面を破り、ラベルの次の使用を不可能にし、パッケージに修復できない損傷を与える。

【0004】**【発明が解決しようとする課題】**

本発明の技術的問題は、従来技術を参考として記載された欠点を克服する自己粘着性ラベルを適用可能にすることである。

40

【0005】**【課題を解決するための手段】**

この問題が解決されるための概念は、使用中にラベルの側面から再封止可能なパッケージの表面へ接着剤の層を移すラベルを用意することから成る。

【0006】

この問題は、適用側面と自己粘着性接着剤の層との間の接着強度が予め定められた強度より低い強度を生じるように、適用側面がシリコン処理されていることを特徴とする特定の種類のラベルによって解決される。

【0007】

本発明による自己粘着性ラベルの主な利点は、適用される再封止可能なパッケージの表面

50

を破らないでラベルを剥ぎ乍らラベルの適用側面から自己粘着性接着剤の層を剥離することである。

【0008】

本発明によるラベルの他の特徴および利点は、トーストしたパンのスライスの再封止可能なパッケージに関する限定ではない例示によって提供され、添付図面を参照して以下に与えられる実施例の詳細な説明から明瞭となるであろう。

【0009】

【発明の実施の形態】

図1および2を参照すると、再封止可能なパッケージの全体が1で示されている。それは、フラップ5を具備しているほぼ容器のように閉鎖側面4を形成するために適当に切り出され、折って包むようにされた、食品を包装するためのシート3によって構成される平行六面体の包装体2を有する。

10

【0010】

本発明の好ましい実施例によれば、食品包装シート3は強い引裂き抵抗を得るために外面に僅かにシリコーン処理が為されている。

適用側面8および縁部9を有し、全体を6で示される、ラベル6はフラップ5上に重畳され、固着されている。

【0011】

ラベル6は、大量生産され、巻き上げられることができる連続的な保持テープ12によって構成された保持体上で利用可能にされる型のものであり、特にこの保持テープは平滑で細孔のないようにするため、かなりの表面シリコーン処理が為されたグラシンとして知られている紙材料で形成されている。

20

ラベル6はテープ12の面15上に連続的に一列に配置されており、再封止可能なパッケージ1への適用のためにそこから剥がされる。

通常の技術によれば、ラベル6が連続的な保持テープ12の面15に貼られる前に、自己粘着性接着剤の層20が面15上に延ばされている。保持テープ12は大いにシリコーン処理されているので、接着剤20の層の面15への接着強度は最低である。

ラベル6がテープ12の面15に貼られると、接着剤の層20はラベル6の適用側面8にも接着し、接着剤20の層は面15に対するよりも高い接着強度で適用側面8に接着する。

30

ラベル6が効果的にグラシンとして知られている種類の紙材料で形成される場合、ラベル6の適用側面8は、適用側面8への接着剤の層20の良好な接着を可能にするために、連続的な保持テープ12よりは少なくシリコーン処理される。

ラベル6が連続的な保持テープ12から剥ぎ取られるとき、接着剤の層20はラベル6の適用側面8上に広がっている。

フラップ5が折り曲げて包むようにされる時(図1)、ラベル6は食品包装シート3の一部である再封止可能なパッケージ1の表面7に貼られるように企図されている。

自己粘着性接着剤の層20は、適用側面8と表面7との間に挟まれる。僅かにシリコーン処理されている表面7の特定の表面仕上げのため、適用側面8への接着強度より高い予め定められた接着強度が接着剤の層20と表面7との間で得られる。

40

【0012】

適用側面8は表面7より強くシリコーン処理されているので、自己粘着性接着剤の層20と適用側面8との間に得られる接着強度は、層20と表面7との間に得られる予め定められた接着強度より低い。

それ故、全体として、ラベル6の適用側面8への接着剤の層20の接着強度は、テープ12の面15への最低の接着強度と、再封止可能なパッケージ1の表面への接着強度との間にある。

従って、最初の剥ぎ取りの後、接着剤の層20はパッケージ1の表面7に接着したままとなり、ラベル6の適用側面8には接着剤がなくなる。

【0013】

50

本発明のラベル6の好ましい実施例によれば、構造上独立しており、ほぼ平円形の紙製の舌状体10は自己粘着性側面8に取り外し可能に付けられ、縁部9の1部分を覆うようにラベル6の縁部9上に位置される。

舌状体10は、縁部9から突出していることが好ましい。

従って、再封止可能なパッケージ1を開けるためには、舌状体10によって自己粘着性ラベル6を掴んで引っ張ることで十分であり、閉鎖側面4のフラップ5からラベルをはがして自由に開けられる。

【0014】

グラシンの耐引裂き特性のおかげで、再封止可能なパッケージ1に対して食品に有害な溶剤をベースとした接着剤ではなく、一般に非常に粘着力の強い水溶性接着剤を使用することが

10

できる。さらに、ラベル6およびパッケージ1の全体の組立体は特に頑丈であり、再封止可能なパッケージ1の多数回の開閉後でさえ不変のままである。

さらに、本発明によるラベルは製造が安価であり、大量生産に向いている。

【0015】

ラベルと同じ輪郭を有するシリコーン処理されたカードまたは幾つも列をなして配置される複数のラベル用のシリコーン処理された保持シートのような自己粘着性ラベル用の何等かの別の保持体が、ラベル6を適用可能にする連続的な保持テープ12の代りに提供されることが意図されている。

【0016】

20

使用上の或る要求を満たすため、当業の専門家は本発明による再封止可能なパッケージ用のラベルの多くの変形を導き出せるが、その全ては特許請求の範囲に規定されたような本発明の技術的範囲内にあることが意図されている。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明によるラベルを有する閉じた再封止可能なパッケージの斜視図。

【図2】開いた状態における図1のパッケージの斜視図。

【図3】本発明によるラベル用の連続的な基面テープの部分図。

【符号の説明】

1 ... パッケージ

6 ... ラベル

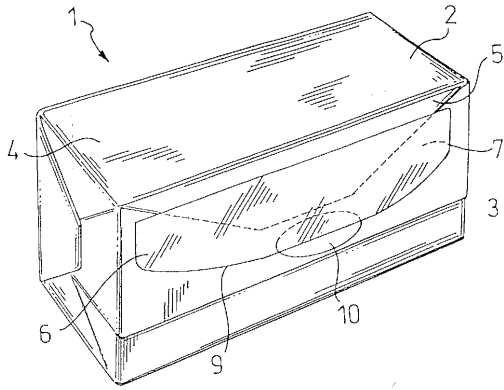
7 ... 表面

8 ... 適用側面

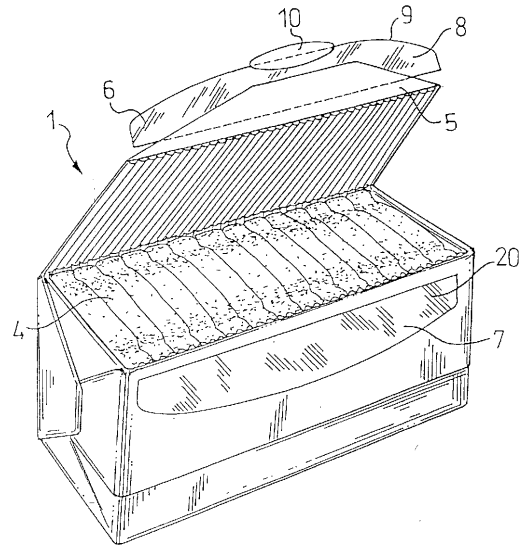
20 ... 自己粘着性接着剤

30

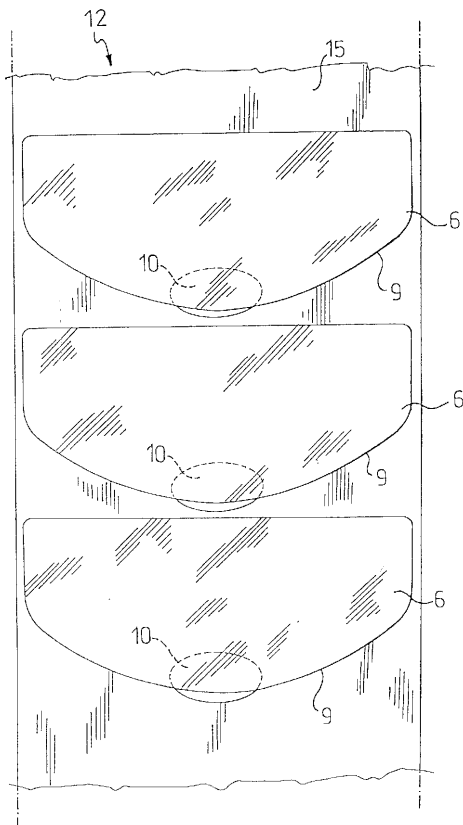
【 図 1 】



【 図 2 】



【 図 3 】



フロントページの続き

- (56)参考文献 実開平02 - 033077 (JP, U)
米国特許第5029712 (US, A)
米国特許第4543139 (US, A)

- (58)調査した分野(Int.Cl.⁷, DB名)
G09F 3/03、3/10
B65D 77/30